

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

みどり市長 須藤 昭男

市町村名 (市町村コード)	みどり市 (212)	
地域名 (地域内農業集落名)	大間々地区 (大間々南、大間々北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・大間々地区全体は、後継者不足や高齢化が進んでおり、農業の担い手が減少している。
 ・相続が発生した農地等は適正に管理されず、荒廃農地と化した農地が増えている。
 ・大間々南集落については、農地がまとまっていないことや、周囲の宅地化が進んでいることから農業を効率的に行うことが難しく、農業で収入を得ている農家は少ない。
 ・大間々北集落については、中山間地域に位置し、傾斜地が多く、貯水池がない地域もあることから営農に不便な状況がある。また、野生動物(主にイノシシ・シカ・サル)の被害も多く、鳥獣被害対策を実施する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地利用は認定農業者を中心経営体とし、新たな認定農業者や地域おこし協力隊の受入れを促進することにより対応していく。
 ・地域外からの新規参入者や法人の参入も推進していく上で、受入体制を整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	270.11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	270.11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に農地集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズに応じて、農業の生産効率の向上や集積・集約化などを図るための基盤整備を計画する。老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県・市・農業委員会・JA等関係機関と連携した中で、相談体制を整え、認定農業者や新規就農者の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

レ	①鳥獣被害防止対策	レ	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等	レ	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	レ	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①・侵入防止の強化のため、柵の補助の活用を推進。また捕獲強化のため、小型檻・大型の捕獲檻等の拡充を行う。
 - ・新規捕獲者の確保を推進し、獣害対策の専門家等による研修会を実施し、捕獲者の育成を行う。
 - ・有害鳥獣が好まない農作物(ニンニク等)の生産を検討する。
- ②先進事例を参考に有機農法に取り組む。
- ⑤果樹(クリ・ユズ・ウメ等)の活用を行う。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、適切な農地等の保全管理を行う。